

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第415号 平成24年10月17日

懲りない面々（2）

先日（10月12日）、稚内市内の中学校教師が、女性のスカート内を盗撮したとして、北海道迷惑防止条例違反の疑いで現行犯逮捕されました。

逮捕された中学校教師は、「好みの女性だった」と容疑を認めているとの事です（10月13日付朝日新聞）が、呆れるほかありません。

教師による盗撮問題が世間を大きく騒がせたのは、ついこの間の事です。

過去、盗撮を事由として停職処分を受けた教師は、自ら退職の申し出を行って来ましたが、先般問題になったケースは、停職期間満了後も引き続き教職に止まろうとしたことから保護者を中心に問題が大きくなり、マスコミからも批判的に報道されるに至りました。

この騒動によって、教師全般に対する子ども達や保護者等の信頼が大きく傷つけられただけでなく、北海道教育委員会としても厳罰化に向けて処分規定の見直しを迫られる事になりました。

今回逮捕された教師は、この事を知らなかったのでしょうか。それとも、知っていてなお、盗撮行為を行ったのでしょうか。

日高管内の中学校教師の件にしろ、今回の件にしろ、本当に懲りない面々であり、呆れてものがいえないとはこの事です。

「之を齊(ととの)うるに刑を以てすれば、民免れて恥ずること無し（論語「爲政第二）」という言葉があるように、処分も重くすれば効果が上がるというものではないでしょう。また、「盗撮に対しては一律に懲戒免職とする」という基準についても種々議論が有り得ると思います。しかし、盗撮行為を行った教師を教育現場に戻すことが難しい以上、懲戒免職という選択は止むを得ないと思います。

勿論、学校以外の職場で勤務させるという選択肢もないとはいえませんが、公務員を巡る環境の厳しさを考えると、安易な対応は更なる批判を招くことになりかねません。

今回の事件に関して、北海道教育委員会の教職員課では「市教委からの報告を待って判断したいが、非常に悩ましいケース」と打ち明けたと報道されています（10月13日付朝日新聞）。頭を悩ませている原因は、盗撮行為に対して停職から免職に厳罰化する処分規定の適用を11月1日からとしていたため、全く間の悪い話

ではありません。

ただ、選択肢は限られていて、「不利益不遡及」という大原則が有る以上、いくら気に食わないからといって、新しい処分規定を今回の事件に合わせて遡及適用させる事は出来ません。従って、懲戒処分そのものは、旧基準に基づいて行わざるを得ず、後は、事故者に対して引導を渡して退職させるしかないのではないかと思います。

今回事件を起こした教師は、日高管内の中学校教師の盗撮事件が報道でも大きく取り上げられ、結局問題の教師が退職する事になった事も、また、北海道教育委員会が処分の厳罰化を打ち出した事も、自分には関係がないと思っていたのでしょうか。

それとも、「自分は絶対捕まらない」と思っていたのかも知れませんが、「盗撮で捕まったら大変だ」という事にも考えが及ばなかったのでしょうか。あるいは、「捕まっても大した事はない」と思っていたのかも知れませんが、だとすれば、世の中が見えていないか、余りにも自己中心的で、独善的だといういい様しか有りません。

教師としての志も消え失せ、世の中の変化に関心を持たず、他者から学ぼうともしない、そんな人物が教師として相応しいとは、到底思えません。

(塾頭：吉田 洋一)